

★「療養休暇猶予」

返還猶予申請書

※療養休暇猶予は、診断書と同一期間の申請を行うこと。最長1年間の申請ですが、1年以上の療養が必要な場合は、「療養休暇猶予」の猶予終了年月頃に、「療養休暇延長猶予」申請を行ってください。その際には、再度、療養期間が明記している診断書の提出が必要です。

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 〇〇-HP-〇〇〇〇

借受人

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請者 〇〇 〇〇 印(※)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、保育料の一部貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

開始年月

記

最長1年

返還猶予希望期間	令和〇年〇月から 令和〇年〇月まで
返還猶予希望金額	〇〇〇,〇〇〇 円
該当事項	1 県の区域内の従事先施設で、保育士業務に従事しているため ② 災害等やむを得ない事由により、返還が困難であるため 3 その他 ()
説明	★療養休暇取得のため

添付書類

1に該当する者 当該従事先施設での業務従事届

2に該当する者 当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書、母子手帳等）

(※)申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。